

JTA・RAC、「燃油特別付加運賃」を設定

2004年10月28日
第04045号

日本トランスオーシャン航空（JTA、本社 那覇市、社長 市ノ澤武士）と琉球エアコミューター（RAC、本社 同上、社長 山田 有）は、昨今の世界的な航空燃料価格の高騰に伴い、全路線に「燃油特別付加運賃」を設定することを決定し、本日、国土交通省に届出を行いました。

JTAグループでは、あらゆる費用削減に引き続き取り組んで参りましたが、今般の航空燃油費の高騰は自助努力での対応の範囲を超え、お客様にも一部負担をお願いせざるを得ない状況となり、今般、廃止条件を付した上で「燃油特別付加運賃」を設定致しました。

何卒、皆様のご理解をお願い申し上げます。

【「燃油特別付加運賃」の概要】

運賃額：下記のとおりです。

会社	路線	運賃額
JTA	那覇 = 羽田・関西・福島・小松・岡山・松山・高知・福岡・石垣 宮古 = 羽田・伊丹、石垣 = 羽田・伊丹・関西	300円
RAC	那覇 = 奄美・北大東・南大東・与那国	
JTA	那覇 = 久米島*、那覇 = 宮古、宮古 = 石垣*、石垣 = 与那国*	200円 (注1)
RAC	那覇 = 与論・粟国・慶良間、南大東 = 北大東、宮古 = 多良間、 石垣 = 多良間・波照間	

注1) 短距離路線（大圏距離300Km未満の路線）は200円とさせていただきます。

2) 運賃額はおひとり様1区間当りの額です。

3) 「*」印の路線はJTA/RACの2社運航路線です。

適用開始：2005年1月11日ご搭乗分より

廃止条件：シンガポールケロシン市場価格が月平均40ドルを下回った場合には運賃を廃止致します。

適用条件： 大人・小児ともに同額をご負担頂きます。

航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃については、取消手数料は適用されません。

以上